⑺　Time-limit for tender : 2 : 00 p.m. November 15, 2021 (Japan Standard Time)
⑻　Contact point for the notice :
Office in Japan NTT MEDICAL CENTER TOKYO
5―9―22 Higashi-gotanda Shinagawa-ku Tokyo 141―8625 Japan
TEL : +81―3―3448―6126
MAIL : nmct.kokucho-ml@east.ntt.co.jp
⑼　Bidding guarantee deposit／Performance guarantee deposit : Exemption

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。
令和３年９月22日
支出負担行為担当官
沖縄総合事務局開発建設部長　坂井　　功
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　①令和３年度那覇港（新港ふ頭地区）臨港道路（若狭港町線）橋梁仮橋工事
②令和３年度那覇港（新港ふ頭地区）臨港道路（若狭港町線）橋梁仮橋工事（第２次）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　①沖縄県那覇市若狭地先
②沖縄県那覇市若狭地先及び港町地先
⑷　工事内容　①共通工、潜水探査工、構造物撤去工、仮設工
②共通工、潜水探査工、構造物撤去工、仮設工、道路土工、舗装工、区画線工、防護柵工、ボックスビーム工、排水構造物工、擁壁工、道路附属物工
⑸　工期　①契約締結日の翌日から令和５年３月31日まで
②契約締結日の翌日から令和５年５月31日まで
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード）を行う対象工事である。
⑿　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。
なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。
⒀　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払を選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。
⒁　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⒂　本工事は、若手の主任（監理）技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、令和３年４月１日時点で満40歳未満の者とする。
⒃　本工事は、主任技術者又は監理技術者の配置変更等の試行工事である。
⒄　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
⒅　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction information modeling／management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
⒇　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
２　競争参加資格
次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件を全て満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度一般競争参加資格のうち「空港等土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における空港等土木工事に係る令和３・４年度一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、単体又は特定ＪＶの代表者については1,150点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については950点以上であること。
⑸　技術提案に関わる施工計画が適正であること。
⑹　平成18年度以降に、次に掲げる工事を元請として施工した実績を有すること（特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
１）単体又は特定ＪＶの代表者は、下記の施工実績を有すること。
・陸上または海上においてφ560㎜以上の鋼管杭またはφ560㎜以上の鋼管矢板をバイブロハンマで打設した実績。
２）特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記の施工実績を有すること。
・陸上または海上において鋼管杭または鋼管矢板をバイブロハンマで打設した実績。